

墨田区商工業融資を申込むにあたって

1 全資金について

- (1) 各資金については、1 企業あたり融資総額 8,000 万円まで併用ができます。
- (2) 融資（申込及び実行）額は 10 万円単位とします。（公害防止資金・アスベスト対策資金は 1 万円単位。）
- (3) 既に借受中であっても、融資限度額（借受中の残高を含む）の範囲内で更に申込むことができます。
- (4) 小規模企業特別融資の損失補償者であって、債務を完済していない方は申込むことができません。
- (5) 信用保証料補助金の返還請求を受け、返還していない方は、お申込みをお断りすることがあります。
- (6) 保証協会の代位弁済を受けた方及び生活保護受給中の方等は、お申込みをお断りすることがあります。
- (7) 当初約定の返済条件の変更を行った場合、利子補助の停止をする場合があります。

2 設備が含まれる資金について

見積書は、具体的内容が記載されたもの、宛名が適切なもの（法人の場合は法人名、個人の場合は個人のフルネーム）をご用意ください。また、有効期限にもご注意ください。有効期限が記載されていない見積書については発行日から 30 日以内のものをご用意ください。

3 公害防止資金・アスベスト対策資金について

お申込窓口は、区役所 12 階の環境保全課指導調査担当となります。
電話番号 03-5608-6210（直通）

4 チャレンジ支援資金

- (1) 創業計画書について商工相談を終了した場合でも、融資の実行を保証するものではありません。
- (2) 自己資金が無い場合、金融上の審査により融資が実行されない場合があります。

< 問合せ先 >

経営支援課

電話番号：03-5608-6183（直通）